

イタリアの参審裁判...合議体の人数と構成比について

ムッソリーニの時代に5名であった参審員が、1951年の改正においてなぜ6名になったのか、という質問をしたところ、イルミネーティ教授¹は、「その理由は説明されていないので分からないが、考えるにやはり国民の意見を尊重しようということだと思う」、「参審員は、裁判官の影響を受けがちであるために、そのことを軽減するために、参審員の数を増やしているのではないかと述べていた。裁判官が2名であることについては、「裁判長を補佐する裁判官が1人必要であること」を理由に挙げていた。

スコッティ所長²は、「民間の参審員の数ですが、もともとは陪審員で民間の方だけだったんです。民間の参加を非常に少なくしてしまうことでしたら、全く排除してしまった方が良いと思います。いずれにしても民間の参加ということに重点を置くのが一つの理由だったわけです」、「6人という数字の選択なんですが、これは政治的な配慮だけではなく、地域の参加ということですので、例えば4人だとちょっと少なすぎる、それが8人になると多すぎる、そして6人くらいですとその地域を代表するのにちょうど適切な数字ではないかと、そういう判断がなされて6人という数字になったのです」と説明していた。

2名の裁判官について、マウロ破棄院裁判官 (Eugenio Mauro) は、「裁判官が2名なのは、裁判長だけの個性を強くしないためではないか」と述べていた。

また、「地裁の合議制の場合は、3名の裁判官だが、なぜ2名の裁判官に減っているのか」との質問に、「重罪院のイメージでは、2人の裁判官ではなく、8人の裁判官というふうに考えている。3人から2人に減るのではなく、8人に増えているのだと考えるのだ」という答えが返ってきた。

なおスコッティ所長は、自分で提案することができるとしたらと断って、「参審員を4名、そして職業裁判官を1名、それだけで十分じゃないかと思います」という見解を述べていた。

(「イタリア刑事司法制度の視察 参審制度を中心として」より抜粋

札幌弁護士会 中山博之執筆,「自由と正義」2002年10月号掲載予定)

注記:

上記は、2002年6月15日～23日に行われた、日弁連司法改革実現本部国民の司法参加部会によるイタリア刑事司法制度の調査報告である。

¹ ボローニャ大学教授 (Giulio Illuminati)

² ローマ地方裁判所所長 (Luigi Scotti)